

学校選択の手続きについて

■希望校の変更はできますか？

下記期間中1回に限り希望校を変更できます。
また、変更申請を加えた希望調査結果については、11月下旬に住之江区のホームページで公表する予定です。

窓 口

受付期間：令和8年11月13日（金）から11月19日（木）
9時～17時30分（11月13日のみ19時まで）
受付場所：住之江区役所窓口サービス課（住民登録）1階⑦番窓口
必ず保護者の方が直接お越しください。
お持ち物：希望調査結果通知書、保護者（来庁者）の本人確認書類
（マイナンバーカード、運転免許証等）

大阪市行政
オンライン
システム

受付期間：令和8年11月13日（金） 0時 0分から
令和8年11月19日（木） 23時59分まで

大阪市行政オンラインシステム 検索

※希望校の変更は郵送での手続きは行っておりません。

■希望者数が受入可能人数を超えた場合はどうなりますか？

通学区域外からの入学希望者を対象に公開抽選を行い、入学者を決定します。

施設一体型小中一貫校 公開抽選日 令和8年12月3日（木）

住之江区内小・中学校 公開抽選日 令和8年12月8日（火）

■抽選はどのように行われますか？



抽選の対象となる方には別途個別に抽選通知を送付します。抽選場所、時間等については抽選通知に記載します。

発送期間 令和8年11月末までに発送

抽選方法

- ① 第一希望者のみで受入人数枠を超えた場合
⇒第一希望者のみで抽選を行い、第二希望者以降の方の受入はありません。
- ② 第一希望者のみでは受入人数枠を超えない場合
⇒第二希望者の受入を行います。第二希望者までで受入人数枠を超える場合、第二希望者のみで抽選を行います。

抽選結果

抽選日翌日以降に当選番号を住之江区役所に掲示するとともに、住之江区ホームページに掲載します。なお、12月末頃に送付する就学通知書をもって抽選結果の通知といたします。

■抽選でもれた場合はどうなりますか？

お住まいの通学区の学校に入学することとなりますが、第一希望校の補欠として登録され、順位が決定されます。

注意 第二希望校での受入が可能な場合には、第二希望の学校が入学先として決定し、第一希望校の補欠として登録されません。第一希望の学校のみを希望する場合は第二希望欄に学校名は記載しないでください。

■補欠の登録、順位とは？

国立や私立への入学による入学辞退者などで受入人数枠に空きが発生した場合、抽選もれた第一希望者を順に繰り上げます。その際、補欠に登録された方を決定された順位により繰り上げることとし、その登録順位についても合わせて抽選します。

注意 通学区域外の学校への入学が決定された方が、入学を辞退して通学区の学校に変更することや、第二希望校への入学が決定された方が、入学を辞退して第一希望校の補欠に変更することはできません。繰り上げは小学校は令和9年2月5日（金）17時30分まで、中学校は令和9年2月12日（金）17時30分まで行います。

国立や私立に入学が決まったらどうすればよいですか？

国立・私立の学校に入学が決定した方は、届出が必要です。入学許可証等の書類が発行されましたら速やかに届出してください。

届 出 先

住之江区役所窓口サービス課（住民登録）1階⑦番窓口
必ず保護者の方が直接お越しください。

持 参 物

「入学許可証（原本）」入学する学校から発行されます。
「本人確認書類（保護者様）」マイナンバーカード、運転免許証等



住之江区内の市立小・中学校に入学しない場合は必ずお知らせください！

住之江区外への引越しや、国立・私立学校への入学が決定したことにより、住之江区内の小・中学校へ入学しない方は、速やかに区役所までお申し出ください。手続きを怠ったり、申し出が遅くなると、補欠の繰り上げができなくなりますので、ご協力をよろしくお願いします。